

令和2年4月1日より 「建築確認等の業務」が土木事務所から 建築安全推進課へ移管します！

<令和2年4月1日より>

4土木事務所(郡山、高田、中和、吉野土木事務所)における

- **建築確認等の業務(建築主事業務)を廃止し、
建築安全推進課で行います。**

⇒建築確認、計画通知、中間検査及び完了検査を県へ申請する場合は、
建築安全推進課で審査を行うこととなります。

⇒建築確認、中間検査及び完了検査を指定確認検査機関へ申請する場合は、
これまで通り、指定確認検査機関が審査を行うこととなります。

- **窓口業務等※(特定行政庁業務)は、これまで通り
継続します。**

※窓口対応、電話相談、建築計画概要書の閲覧、道路判定、
指定確認検査機関からの報告書の受理、照会回答等
申請受付はこれまで通り土木事務所になります。

【業務区分】

建築安全推進課	4 土木事務所
4 階以上又は 延べ面積が2,000㎡超の建築物	3 階以下かつ 延べ面積2,000㎡以下の建築物

これらに関する建築基準法の相談は、
これまで通り4土木事務所にて対応します。



©NARA pref.

【お問合せ先】

奈良県 建築安全推進課建築指導係
郡山土木事務所建築課
高田土木事務所建築課
中和土木事務所建築課
吉野土木事務所庶務課

TEL:0742-27-7574
TEL:0743-51-0209
TEL:0745-44-3877
TEL:0744-48-3079
TEL:0746-32-4051